

勤労者自己住宅資金 利子補給制度のご案内

(元金の返済開始日が令和7年3月31日以前の方)

最大
75,000円



制度の概要

市内において、新築のマイホームを建築・購入するために金融機関から融資を受けた勤労者のみなさまに対して、市が利子の一部を補給する制度です。

お申し込みできる方

次のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 事業主に常時雇用されている方。会社の代表者・個人事業主は対象外。
- (2) 市内に自ら居住するための住宅を新築（付随する土地の取得を含みます。）したか、市内の新築分譲住宅（新築マンションを含みます。）を購入した方。
- (3) 金融機関から住宅資金の融資を受けている方。
- (4) 借入金の1年間の返済額（利子を含み繰上返済額は除く）が、前年の所得金額の25%以上の方。（債務者が複数の場合は、その全員の所得金額を合算します。）
- (5) 市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税）を滞納していない方。

対象となる借入金と期間

対象となる借入金は、新築住宅か新築分譲住宅の取得とそれらに付随する土地の取得に要した資金で、金融機関からの借入分（限度額750万円）です。補給対象期間は、対象融資における元金の返済を始めた日から起算して1年を経過した日の前日です。

補給金額

補給額は、対象融資における借入金の1%（限度額75,000円）です。補給対象期間の借入分返済後、一括してお支払いします。※お支払いには別途申請が必要です

申込み期間

対象融資における元金の返済開始日から起算して1年以内です。申込み期間を経過した申請については、お受けすることができませんので、ご注意ください。

利子補給手続きの流れ

野々市市

申請者

①利子補給承認申請書の提出

(※対象融資における元金返済開始日から起算して1年以内)

添付書類

- ①住民票（申請者分）
 - ②金銭消費貸借契約書の写し
 - ③返済計画表の写し
 - ④住宅と土地の工事請負契約書または売買契約書の写し
 - ⑤住宅の構造及び床面積を確認できる書類（図面等）の写し
 - ⑥お勤め先を確認できる書類（健康保険証（※））の写し
- ※保険者番号及び被保険者等記号・番号は
マスキング処理（塗りつぶしなど）をお願いいたします

②利子補給承認通知書

(※利子補給を確約するものではありません)

③利子補給金申請書の提出

(※補給対象期間最終日の属する月の翌月末日まで)

添付書類

- ①補給対象期間の返済額を証明する書類
- ②所得証明書（債務者全員分）
- ③市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税）に滞納がない旨の
証明書（申請者分）

④利子補給金決定通知書

申請者

お申し込み条件を満たす方が複数いる場合は、主として世帯主の方が申請してください。

申込み受付窓口

〒921-8510
石川県野々市市三納一丁目1番地
野々市市役所 地域振興課 産業振興係
TEL : 076-227-6160